

目次	Corporate direction	環境	社会性	ガバナンス	データ集
ガバナンスに関する方針・考え方	コーポレートガバナンス	リスクマネジメント	コンプライアンス		

コーポレートガバナンス

コーポレートガバナンスの体制

日産は、2018年に発生した元経営者による不正行為により、ステークホルダーの皆さまに多大なるご迷惑をおかけしました。過度な権限集中・ガバナンスの透明性欠如に起因したものと認識し、これを二度と繰り返さないために、社内の意識改革ならびにガバナンス改善等の再発防止に努めています。当社は指名委員会等設置会社を選択し、明確な形で執行と監督・監査を分離し、意思決定の透明性を図るとともに、迅速かつフレキシブルな業務執行を実行し、内部統制、コンプライアンスならびにリスク管理体制の実効性を担保しています。

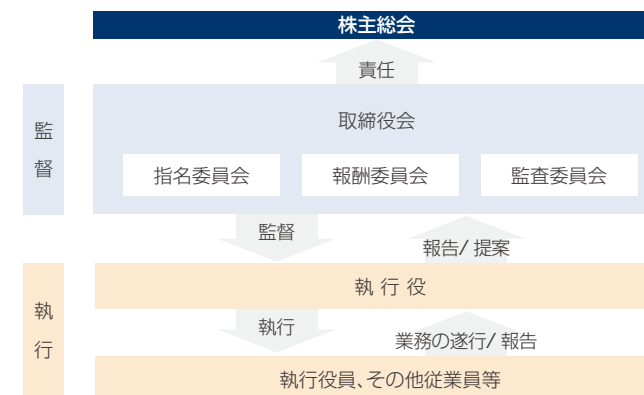
取締役会では、各委員会も含め社外取締役が過半数を占めており、報酬委員会は社外取締役のみで構成されています。さらに、取締役会議長と各委員会の委員長は独立社外取締役が務めております。

日産はすべてのステークホルダーに対して明確な経営目標や経営方針を公表し、その達成状況や実績を速やかに高い透明性を持って開示しています。さまざまなモニタリングシステムを活用しながら経営の健全性を維持するガバナンスの体制を構築するとともに、事業目標の達成に影響を及ぼす社内外のリスクを適切に評価し、管理しています。

コーポレートガバナンスは日産の重要な根幹であり、それを実効性のあるものにしていくために組織の隅々まで浸透するよう従業員・ビジネスパートナーへの啓発活動に注力しています。長期ビジョン「Nissan Ambition 2030」のもと、

数多くのワクワクする電動車とイノベーションを提供し、移動と社会の可能性を広げ、お客さまや社会から真に必要なとされる持続可能な企業へと日産を変革していくことを目指し、役員から従業員に至るまで透明性と尊重・敬意の姿勢を持って行動し、企業文化を変えることでステークホルダーの皆さまからの信頼を回復していきたいと考えています。

取締役会の役割



取締役会の役割

- ・取締役会は、企業の繁栄および株主の利益に対して重要な責任を持つ。
- ・取締役会は、独立性を有する社外取締役の牽引により、多様な視点を持って、経営の基本方針を決定するとともに、執行役を監督する役割を担う。

取締役会の主な権限

経営の基本方針	・中期事業計画 / 年度事業計画 ・戦略的 / 重要な提携
株主総会	・招集 ・議案
選解任	・取締役会議長の選定 ・代表執行役の選定および解職 ・執行役の選解任 ・各委員会(指名・監査・報酬)の委員長および構成委員の選定および解職
会計	・フィナンシャルレポート ・配当
その他	・内部統制に関する基本方針、等

目次	Corporate direction	環境	社会性	ガバナンス	データ集
ガバナンスに関する方針・考え方		コーポレートガバナンス		リスクマネジメント	コンプライアンス

取締役会の体制

当社の取締役会は、独立性を有する社外取締役がけん引し、多様な視点を持って経営の基本方針を決定するとともに、執行役などの職務執行を監督する役割を担っています。

構成員数10名の過半数6名が独立性を有する社外取締役であり、取締役会の議長も独立性を有する社外取締役とすることで、社外取締役によりけん引される環境を創出しています。また、各取締役は、国際性・ジェンダー・専門性等におけるダイバーシティ*1を有しており、これらのインクルージョンを通じて、会議全体として活発な議論と迅速な意思決定を実現することを目指しています。

重大な事項について

当社はサステナビリティ・リスク管理・内部統制／コンプライアンスを当社の経営に影響をおよぼす重要事項と位置づけ、以下の関連する方針・体制に則り、その取り組みを取締役に伝達するプロセスを構築・運用しています。

また、2022年度取締役会においては、以下の報告がなされ、重大な懸念事項はないことが確認されています。

サステナビリティ

方針・体制

- コーポレートガバナンスガイドライン*2 第3章 ステークホルダーとの適切な協働

取締役会での報告事項

- サステナビリティレポート報告 1回
- 業務執行報告 6回(グローバル・リージョン業務、電動化、DX等)

リスク管理

方針・体制

- コーポレートガバナンスオーバービュー*3 (コーポレートリスクマネジメント体制、コーポレートリスクの年間管理プロセス)

取締役会での報告事項

- コーポレートリスクマネジメント報告 1回

内部統制／コンプライアンス

方針・体制

- コーポレートガバナンス報告書*4 (IV-1 内部統制システム)
- コーポレートガバナンスオーバービュー*3 (コーポレートガバナンスに関する基本方針、内部統制について、コンプライアンスシステム)

取締役会での報告事項

- 内部統制報告 2回
- 監査委員会報告 2回
- コーポレートガバナンス報告書承認 1回

*1 ダイバーシティに関する詳細はこちらをご参照ください。 >>> P079

*2 「コーポレートガバナンスガイドライン」はこちらをご参照ください。 https://www.nissan-global.com/PDF/190625-02_01_JP.pdf

*3 「コーポレートガバナンスオーバービュー」はこちらをご参照ください。 https://www.nissan-global.com/JP/SUSTAINABILITY/GOVERNANCE/ASSETS/PDF/Overview_JP.pdf

*4 「コーポレートガバナンス報告書」はこちらをご参照ください。 https://www.nissan-global.com/JP/SUSTAINABILITY/GOVERNANCE/ASSETS/PDF/g_report.pdf

目次	Corporate direction	環境	社会性	ガバナンス	データ集
ガバナンスに関する方針・考え方		コーポレートガバナンス		リスクマネジメント	コンプライアンス

取締役スキルマトリックス

取締役のスキルマトリックスは以下の通りです。

取締役スキルマトリックス(2023年7月1日時点)

		グローバル マネジメント	自動車業界	政府機関	法務 / リスクマネジメント	財務 / 会計	ESG	製品 / 技術	セールス / マーケティング	デジタルトランス フォーメーション
1	木村 康 Yasushi Kimura	○				○	○	○	○	
2	ジャンドミニク スナール Jean-Dominique Senard	○	○	○		○	○			
3	井原 慶子 Keiko Ihara	○	○				○	○	○	○
4	永井 素夫 Motoo Nagai	○	○		○	○	○			
5	ベルナール デルマス Bernard Delmas	○	○				○	○	○	
6	アンドリュウ ハウス Andrew House	○				○	○	○	○	○
7	ピエール フルーリオ Pierre Fleuriot	○		○	○	○	○			
8	ブレンダ ハーヴィー Brenda Harvey	○		○			○	○	○	○
9	内田 誠 Makoto Uchida	○	○		○	○	○	○		○
10	坂本 秀行 Hideyuki Sakamoto	○	○		○		○	○		○

目次	Corporate direction	環境	社会性	ガバナンス	データ集
ガバナンスに関する方針・考え方		コーポレートガバナンス		リスクマネジメント	コンプライアンス

取締役会メンバーの担当職務 (2023年7月1日時点)

木村 康 (きむら やすし)



独立社外取締役
取締役会議長

指名委員会
監査委員会

取締役就任年月
2019年6月

ジャンドミニク スナール (Jean-Dominique Senard)



取締役
取締役会副議長

指名委員会

取締役就任年月
2019年4月

ベルナル デルマス (Bernard Delmas)



独立社外取締役
筆頭独立社外取締役

報酬委員会
監査委員会

取締役就任年月
2019年6月

井原 慶子 (いはら けいこ)



独立社外取締役
報酬委員会委員長

指名委員会
報酬委員会

取締役就任年月
2018年6月

永井 素夫 (ながい もとお)



独立社外取締役
監査委員会委員長

指名委員会
報酬委員会
監査委員会

取締役就任年月
2019年6月

アンドリュー ハウス (Andrew House)



独立社外取締役
指名委員会委員長

指名委員会
報酬委員会

取締役就任年月
2019年6月

ブレンダ ハーヴィー (Brenda Harvey)



独立社外取締役

監査委員会

取締役就任年月
2023年6月

ピエール フルーリオ (Pierre Fleuriot)



取締役

監査委員会

取締役就任年月
2020年2月

内田 誠 (うちだ まこと)



取締役
代表執行役社長
兼最高経営責任者

取締役就任年月
2020年2月

坂本 秀行 (さかもと ひでゆき)



取締役
執行役副社長

取締役就任年月
2020年2月

取締役会の特徴 (2023年7月1日時点)

取締役会と委員会構成における高い独立性

- ・ 取締役会議長および各委員会の議長はすべて独立社外取締役

取締役会

- ・ 取締役の過半数(10名中6名)が独立社外取締役*1*2

委員会

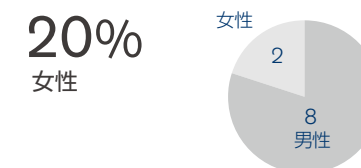
- ・ 指名委員会：過半数(5名中4名)が独立社外取締役
- ・ 報酬委員会：全員(4名中4名)が独立社外取締役
- ・ 監査委員会：過半数(5名中4名)が独立社外取締役

国籍とジェンダーに関する多様性

国籍数

4カ国

ジェンダー



*1 各取締役に関する詳細はこちらをご参照ください。 <https://www.nissan-global.com/JP/COMPANY/PROFILE/EXECUTIVE/>

*2 取締役の選任理由はコーポレートガバナンス報告書(社外取締役 会社との関係(2))をご参照ください。 https://www.nissan-global.com/JP/SUSTAINABILITY/GOVERNANCE/ASSETS/PDF/g_report.pdf

目次	Corporate direction	環境	社会性	ガバナンス	データ集
ガバナンスに関する方針・考え方		コーポレートガバナンス		リスクマネジメント	コンプライアンス

取締役独立性基準

取締役会の高い独立性を担保するため、日産は、独立取締役の条件を厳密に定めています。

独立取締役は、以下の各号のいずれにも該当しないことが求められます。*1

該当してはならない項目	
1	日産の役員および使用人である（現在もしくは過去10年間）
2	日産の主要株主である（現在もしくは過去5年間）
3	日産が主要株主である会社において、現在、取締役、監査役、会計参与または業務執行者である
4	日産の主要取引先である
5	日産から多額の寄付または助成を受けている組織の業務執行者である
6	日産から取締役の派遣を受け入れている会社の取締役、監査役、会計参与または業務執行者である
7	日産の主要債権者である
8	日産の会計監査人または会計参与である公認会計士もしくは税理士である
9	日産から財産上の多額の利益を得ている弁護士、公認会計士または税理士その他のコンサルタントである
10	日産から多額の支払いを受けている法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファームの従業員、パートナーまたは業務執行者である
11	上記各項のいずれかに該当する者の家族
12	日産で8年間を超えて取締役の職にあった者
13	以上の各号のほか、当社の少数株主を含む全株主との間で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれがある者

2022年度取締役会活動状況

取締役会では、法令および取締役会規則に基づき、株主総会議案、各委員会の構成員、四半期および通期決算、事業計画ならびに商品戦略等の当社グループ経営にかかわる重要事項などについて決議しています。

当事業年度における、当取締役会に上程された議案には以下が含まれます。

- 業務執行状況および事業構造改革「Nissan NEXT」の進捗報告
- アライアンスの新しい枠組み合意について
- ロシア事業からの撤退に関する報告
- 内部統制およびリスクマネジメントに関する活動報告
- コーポレートガバナンス報告書の改定
- サステナビリティレポートの報告

また、筆頭独立社外取締役が議長を務める社外取締役のみによる会合を定期的で開催し、当社のコーポレートガバナンスおよびビジネスに関する事項などについて幅広く議論しています。当事業年度の主な活動としては、2023年2月6日に発表したアライアンスの新しい枠組みの合意とそれに基づく個別契約の締結に向けて、執行側と複数回にわたる議論を行いました。

さらに、独立社外取締役と会計監査人との間で、サステナビリティ情報開示と最新の地政学リスクに伴うサプライチェーンの動向などに関する意見交換会を当事業年度において2回実施しました。*2

指名委員会の体制と権限

権限・役割

- ・ 法定の権限である株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案の内容を決定する
- ・ 取締役会に提案する代表執行役の選定および解職に関する議案の内容を決定する
- ・ 社長兼最高経営責任者の後継者計画の内容の策定および年次の検証を行う

決定事項

- ・ 取締役候補の選解任議案
- ・ 代表執行役の選解任議案
- ・ CEOサクセッションプラン
- ・ 取締役議長および副議長の選解任議案
- ・ 各委員会の委員長および委員の選解任議案

指名委員会の委員長は独立社外取締役であり、また、委員6名のうち5名が独立社外取締役（うち1名女性）です。（2023年3月末時点）。当委員会では、株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案の内容の決定、取締役会に提案する代表執行役の選定および解職に関する議案の内容の決定、および社長兼最高経営責任者の後継者計画の内容の策定および年次の検証を行う権限を有しています。

2022年度指名委員会の開催回数・参加率

- 2022年度*3の指名委員会開催総数は9回
- 開催一回当たりの平均参加率は100%

*1 「日産自動車株式会社取締役独立性基準」で規定する全要件の一部を抜粋したものです。詳細はこちらをご参照ください。 https://www.nissan-global.com/JP/SUSTAINABILITY/GOVERNANCE/ASSETS/PDF/Standards_JP.pdf

*2 2022年度取締役の活動状況はこちらをご参照ください。 >>> P163

*3 2022年4月から2023年3月までの期間

目次	Corporate direction	環境	社会性	ガバナンス	データ集
ガバナンスに関する方針・考え方		コーポレートガバナンス	リスクマネジメント		コンプライアンス

2022年度の主な活動

- 代表執行役の選任議案を審議
- 第124回定時株主総会に提出する取締役選任議案について審議
- 社長兼最高経営責任者の後継者育成計画について審議

報酬委員会の体制と権限

権限・役割

- ・法定の権限である取締役および執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針、ならびに取締役および執行役の個人別の報酬等の内容を決定する
- ・取締役および代表執行役の個人別の報酬額を決定する

決定事項

- ・取締役および執行役の報酬に関する方針および制度
- ・取締役および代表執行役の個人別の報酬額または非金銭報酬の場合には個人別の具体的な内容
- ・執行役の個人別の報酬等の内容

報酬委員会の委員(委員長を含む)は、4名すべて独立性を有する社外取締役(うち女性2名)としています(2023年3月末時点)。当委員会は、法定の権限である取締役および執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針、ならびに取締役および執行役の個人別の報酬等の内容を決定する権限を有しています。*1*2

2022年度報酬委員会の開催回数・参加率

- 2022年度*3の報酬委員会開催総数は12回
- 開催一回当たりの平均参加率は100%

2022年度の主な活動

- 取締役および執行役の報酬に関する方針の決定
- 報酬水準検討のためのベンチマーク企業を選定、外部第三者専門機関の調査結果も踏まえた報酬水準の審議
- 取締役および執行役の当事業年度の報酬額および個人別の報酬等の決定

*1 報酬制度の評価指標は2022年度有価証券報告書(P66-75)役員の報酬等ご参照ください。 <https://www.nissan-global.com/JP/IR/LIBRARY/FR/2022/ASSETS/PDF/fr2022.pdf#page=69>

*2 経営層の役割と評価はこちらをご参照ください。 >>> [P010](#)

*3 2022年4月から2023年3月までの期間

目次	Corporate direction	環境	社会性	ガバナンス	データ集
ガバナンスに関する方針・考え方		コーポレートガバナンス		リスクマネジメント	コンプライアンス

監査委員会の体制と権限

権限・役割

- ・執行役などの職務執行状況や取締役会の監督機能の実効性を監査(モニタリング、監督)する
- ・執行役、従業員、子会社に対し、その職務の執行に関する事項の報告を求め、または業務および財産の状況の調査を行う
- ・取締役、執行役、また従業員の不法行為について差し止め請求を行う
- ・年次監査報告書を作成する
- ・会計監査人を選解任する
- ・会社が取締役もしくは執行役に対して訴えを提起し、または取締役もしくは執行役が会社に対して訴えを提起する場合、当該訴えについて、選定監査委員が会社を代表する

決定事項

- ・株主総会に提出する年次監査報告書
- ・監査方針、監査規程、監査委員会の年次監査計画、また関連予算
- ・会計監査人の選解任に関する株主総会議案
- ・監査委員会室のスタッフの選任
- ・グローバル内部監査室の年次監査計画、予算および人員計画。グローバル内部監査室責任者の選任と評価
- ・取締役および執行役に対する訴訟の提起

監査委員会の委員長は独立社外取締役であり、また、委員5名のうち4名が独立社外取締役(うち女性1名)です(2023年3月末時点)。当委員会では、内部統制システムの構築・運用状況を含む業務執行の監査の一環として、年度監査計画に従って、また、必要に応じて、執行役、執行役員および使用人から、当社およびグループ会社の業務執行に関する報告を受けています。また、委員長は、社長兼最高経営責任者をはじめとする執行役

などと、定期的に会合を持ち、幅広く意見の交換を行っているほか、重要会議などに出席し意見を述べるとともに、決裁書その他の重要書類を閲覧し、必要に応じて執行役、執行役員および使用人に対して説明または報告を求めています。委員長が収集した情報については、適時に他の委員にも共有しています。さらに、当委員会は、監査の実施に当たり、当委員会、内部監査部門および会計監査人の三者が適宜連携し、三様監査の実効性を高める取り組みを実施しています。当委員会のリーダーシップのもと、三者間での連携により、監査上の指摘事項およびその対応状況をタイムリーに共有し、内部統制の実効性の向上を図っています。また、当委員会は、内部監査部門を管轄し、定期的に内部監査計画に基づく内部監査の進捗やその結果について報告を受けるとともに、必要に応じて、内部監査部門に対して内部監査に関する指示を行っています。加えて、当委員会は、執行役などのマネジメントの関与の疑義がある内部通報の通報先となり、関係する執行役などが通報者および通報内容を知り得ない体制を構築のうえ、その対応に当たっています。

2022年度監査委員会の開催回数・参加率

- 2022年度*1の監査委員会開催総数は12回
- 開催一回当たりの平均参加率は100%

2022年度の主な活動

当事業年度においては、以下を当委員会の重点監査項目として定め、それぞれの項目について監査委員会等の場を通じて検討・審議を重ね、必要に応じて執行側等へ提言を実施いたしました。*2

執行役等の業務執行状況のモニタリング

- 事業構造改革計画「Nissan NEXT」の進捗に加え、販売の質の改善、電動化への取り組み等の主要経営課題のほか、半導体供給不足やサプライチェーンの混乱等、企業を取巻く問題への対応につき報告を聴取し、その状況を適切にモニタリング

内部監査部門の活動状況の確認

- 内部監査部門に頻度高く監査委員会へ出席させ、重大な監査発見事項の報告を聴取のうえ、問題点の早期把握に努めるとともに、それら発見事項に基づく改善提案の実行を内部監査部門にきめ細かくフォローさせることにより、執行側によるその確実な実行を促進

内部統制・リスク管理体制の運用状況の監督

- 内部統制システムの運用状況全般に関する定期的な活動報告のほか、統合的なリスク管理体制、サイバーセキュリティ、グループガバナンス等重要な項目については個別に報告を聴取し、また、それらを司る各部門に対しては、内部監査部門による監査も実施させ、その運用状況を適切に監督

*1 2022年4月から2023年3月までの期間

*2 監査委員会の当事業年度各月における主な活動状況は2022年度有価証券報告書(P63)をご参照ください。 <https://www.nissan-global.com/JP/IR/LIBRARY/FR/2022/ASSETS/PDF/fr2022.pdf#page=66>

目次	Corporate direction	環境	社会性	ガバナンス	データ集
ガバナンスに関する方針・考え方		コーポレートガバナンス		リスクマネジメント	コンプライアンス

以上の重点監査項目に記載されたもののほか、当委員会では以下についても、当事業年度における活動として取り組みました。

不正事案対応

- 元会長および元代表取締役それぞれを被告として提起した損害賠償訴訟への対応、その他元会長らによる重大な不正行為に関する責任追及と損害回復のための適切な措置を実施

会計監査人との連携深化

- 会計監査人からの当事業年度における四半期レビュー結果報告の聴取のほか、会計監査人との監査上の主要な検討事項(KAM)および会計監査人に対する規制強化とその影響に関する意見交換を実施し、会計監査人の監査品質の相当性を多方面から検証

企業集団内部統制強化に向けた取り組み

- 当社拠点および国内外主要子会社(5拠点および23社)について往査を実施(現地訪問も再開)
- グループ各社の監査品質向上を目的としたグループ会社監査役連絡会を半期毎に開催

執行役の体制

執行役は、取締役会決議により委任された業務の執行を決定するとともに、その執行を担っています。また、会社の重要事項や日常的な業務執行に関する事項について審議し議論する会議体を設置するとともに、効率的かつ機動的な経営を行うために、業務執行については明確な形で執行役員および従業員に権限を委譲しています。2023年3月末時点で、執行役として6名(うち代表執行役2名)が選任されています。^{*1}

内部統制システムの基本理念

日産は、優れた価値をすべてのステークホルダーに提供することを目指し、その基盤となる健全なガバナンス体制を構築すべく、さまざまな取り組みを行っています。この基本理念のもと、取締役会では、会社法に定める内部統制システム^{*2}およびその基本方針を決議しました。取締役会はその責任において、体制と方針の実行状況を継続的に注視するとともに、必要に応じて変更・改善を行っています。2007年に設立された『内部統制委員会』の議長はCEOが務め、取締役会の監督下に置かれます。すべての執行役、執行役員およびその統括下の各部署、また関連会社は、議長の指揮下で連携し合い、内部統制システムのさらなる改善に努めます。

監査の体制

日産では、社外取締役、監査委員会、内部監査部門および外部の会計監査人が連携することで、内部統制システムの実効性をさらに向上させています。社外取締役は、独立性を有するため取締役会をけん引し、取締役会において経営の基本方針を決定するとともに、取締役、執行役などの職務の執行を監督します。また、監査委員会は内部監査部門を管轄し、内部監査部門に対して監査に関する指示を行い、内部監査部門は、継続的に職務の執行状況および発見事項などを報告しています。会計監査人からも同様に報告を受けるとともに、監査の品質管理体制について詳細な説明を受け、その妥当性を確認しています。

^{*1} 各執行役に関する詳細はこちらをご参照ください。 <https://www.nissan-global.com/JP/COMPANY/PROFILE/EXECUTIVE/>

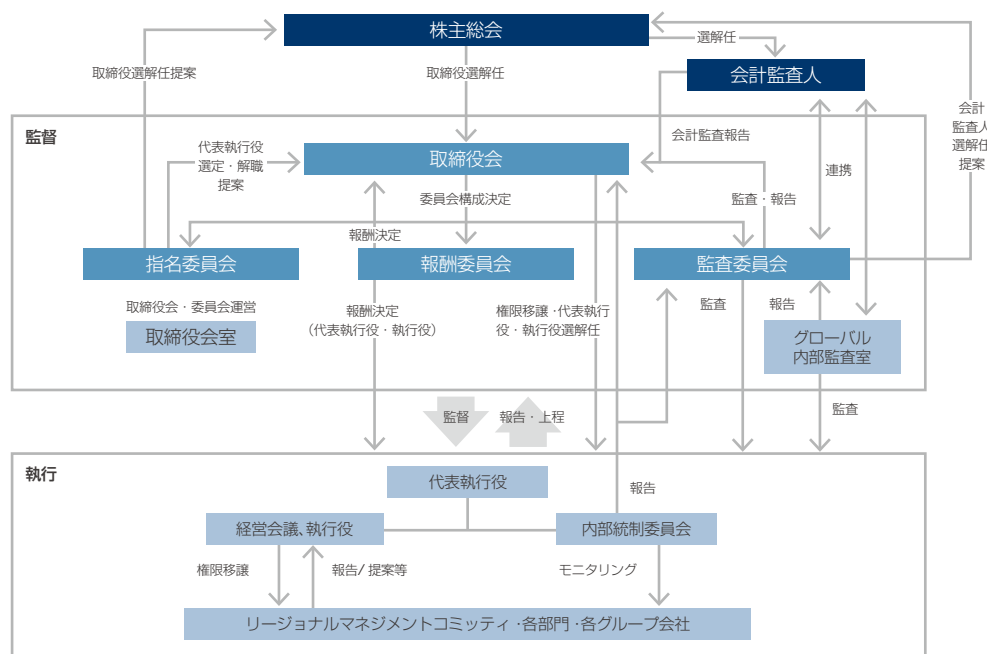
^{*2} 内部統制システムの詳細は「日産コーポレートガバナンスオーバービュー」をご参照ください。 https://www.nissan-global.com/JP/SUSTAINABILITY/GOVERNANCE/ASSETS/PDF/Overview_JP.pdf

目次	Corporate direction	環境	社会性	ガバナンス	データ集
ガバナンスに関する方針・考え方		コーポレートガバナンス		リスクマネジメント	コンプライアンス

独立した組織による内部監査

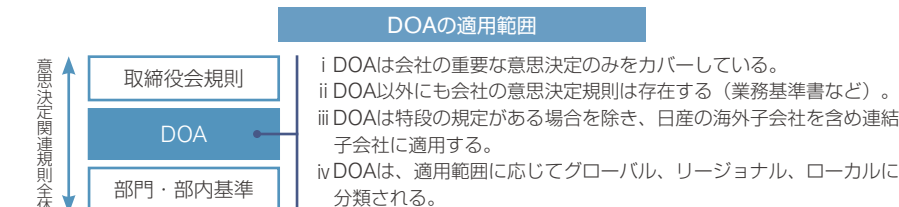
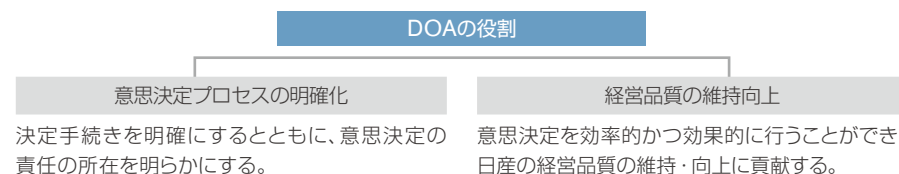
日産は、独立した組織であるグローバル内部監査機能を監査委員会の管轄のもと、設置しています。各地域では統括会社に設置した内部監査部署が担当し、より高度な専門性を要する販売金融、ITおよびモノづくりの分野では各地域を横断的に監査するグローバルな専門チームを設置しています。チーフ インターナル オーディット オフィサー(CIAO)の統括のもと、すべての内部監査は、グローバルに効率的かつ統一的に実施しています。

コーポレートガバナンス体制図



権限基準書の概要

DOAはDelegation of Authority (権限委譲)の略で、会社の重要な意思決定に誰が関与するのかについて定めたものです。



権限基準書の統制

意思決定プロセスの明確化および経営品質の向上を図るために、公正かつ透明性の高い権限基準を適切に整備し、厳格に管理しています。

- 01 厳格性 (Strictness):** DOAの改定、新設および削除においては、役員が議長となっているDOAコミッティにて厳格に管理されている。
- 02 透明性 (Transparency):** DOAは、誰が起案し、誰が助言し、誰が決定するのが適切かをあらかじめ定め、それぞれの権限と責任を明確にしている。また、それをイントラネット上に公開し透明性を高めている。
- 03 公正性 (Fairness):** 起案者と決定者以外にも、起案された承認事項に関して、専門的見地から助言するパリエーターをそれぞれのDOAに設定し、公正性を担保している。
- 04 実効性 (Effectiveness):** 各部門にDOA担当者や、または、各地域にDOAコーディネーターを設置し、DOAの効率的な運用およびグローバルでのDOAマネジメントの向上を図っている。

目次	Corporate direction	環境	社会性	ガバナンス	データ集
ガバナンスに関する方針・考え方		コーポレートガバナンス	リスクマネジメント		コンプライアンス

利益相反の回避

取締役および執行役と会社の利益が相反する取引については、事前にと取締役会の承認を得ること、および取引後に当該取引に関する重要な事実を取締役に報告することを取締役会規則に規定しています。2019年には取締役利益相反解消指針を制定、取締役と会社との利益相反とは何かを定義し、年に一度の利益相反アンケートを実施するなど、取締役に対し利益相反または潜在的な利益相反を報告する義務を課すとともに取締役の利益相反を解決するプロセスなどを規定しています。さらに、2022年3月にグローバル利益相反規程が施行され、すべての役員および従業員に適用されています。*1

取締役利益相反解消指針の3つの柱

「取締役利益相反解消指針」の3つの柱

報告義務

各取締役は、以下2つの継続的な義務を負う：

- i 特定の利益相反が新たに生じたこと、またはその可能性を認識した際に、直ちにこれを報告する義務
- ii 取締役会または委員会に関連して提供を受けた資料により特定の利益相反を認識した場合、当該会議に先立ちこれを報告する義務

解消グループ

「取締役利益相反解消グループ」は、最低3名の独立取締役で構成され、そのうち1名は「利益相反解消グループ長」（監査委員会の委員長である独立取締役）として当該グループを統率する。利益相反解消グループ長は、報告がなされた特定利益相反に関し、いずれかの取締役について、利益相反解消グループ構成員の間での意見の一致をもって以下を阻むことができる：

- i 関連する取締役会または委員会資料の受領
- ii 関連する取締役会または委員会の審議への参加
- iii 関連する取締役会または決議への参加

解消手続き

特定の利益相反を、取締役会や委員会の事前・最中・事後に解消するための手続きは以下を含む：

- i 確認されたすべての特定利益相反はデータベースにて管理する
- ii 特定利益相反が検出され、その取扱いに関して事前の決定が行われていない場合、当該事項に関する審議は中断もしくは延期する
- iii 特定利益相反のあるメンバーを当該事項に関する審議から除外する

*1 取締役利益相反解消指針の詳細は「日産コーポレートオーバービュー」をご参照ください。 https://www.nissan-global.com/JP/SUSTAINABILITY/GOVERNANCE/ASSETS/PDF/Overview_JP.pdf